

令和6年初山別村告示 第 10 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、ポータルサイトを通じた村ふるさと応援寄附金の収納事務を次の事業者へ委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

初山別村長 宮 本 憲 幸



記

名称	所在地	期間
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2番1号	令和6年4月1日から 契約期間満了日まで
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1 番1号	令和6年4月1日から 契約期間満了日まで